

「オール長野で取り組む生活困窮者支援」

令和3年8月25日

生活困窮者自立支援制度の体制整備に向けた自治体担当者研修



長野県

・



長野県社会福祉協議会

生活困窮者自立支援法

第四条

- 2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
- 一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。

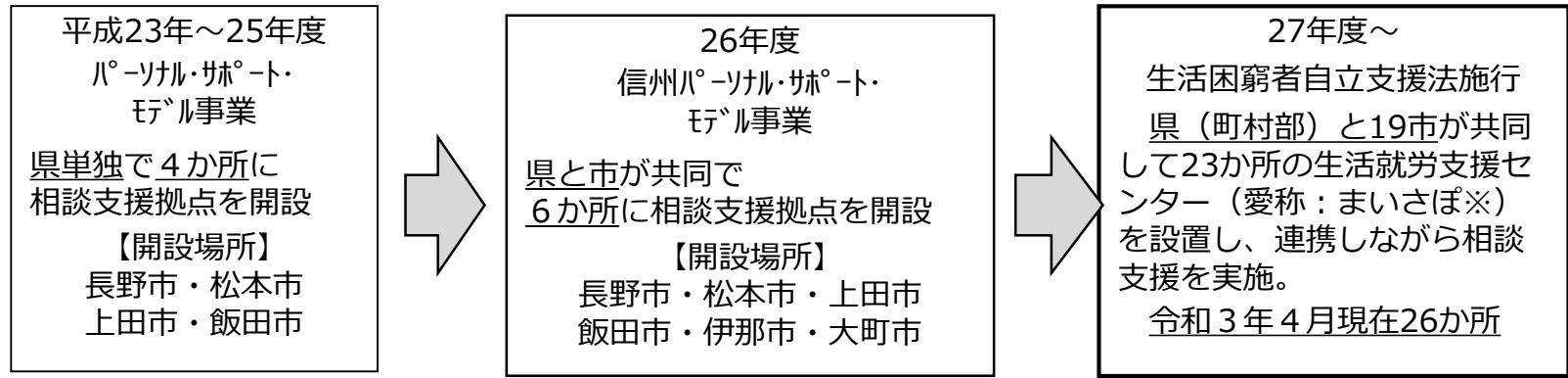
- 第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。
- 一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業
 - 二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業

信州パーソナル・サポート事業の概要

長野県健康福祉部地域福祉課

本県では、平成23年度から「パーソナル・サポート・モデル事業」を実施し、様々な問題を抱えて困窮している方に対して、全国に先駆けてワンストップ型の相談支援に取り組んできました。

支援拠点の整備



※愛称の由来 相談者自身が自らの課題を整理し、‘マイサポートプラン’を作って再出発できるよう寄り添い支援を行う ことを意味したもの

支援体制の概要

- ◆実施主体 県（町村部）、各市
- ◆事業本部 長野県社会福祉協議会
- ◆まいさぼ設置状況

県と市が共同設置 (県社協委託)	2	・下高井郡・下水内郡／飯山市 ・北安曇郡／大町市
県と市の併設置 (県・市社協委託)	2	・北佐久郡・南佐久郡・小県郡／佐久市 ・下伊那郡／飯田市
県単独で設置 (県社協委託)	5	諏訪郡、上伊那郡、木曽郡、東筑摩郡、坂城町・上高井郡・上水内郡
市単独で設置 (直営、市社協、NPO委託)	17	直営4（岡谷、茅野、駒ヶ根、中野） 市社協委託11、県社協委託1（佐久市） NPO委託 1（松本市、市社協へも委託）

※全町村社協に「まいさぼ出張相談所」を設置し、一時的な相談に対応

1 事業の適切かつ円滑な実施（法第4条第2項関係）

連携体制の構築

【広域圏ごとの連携】

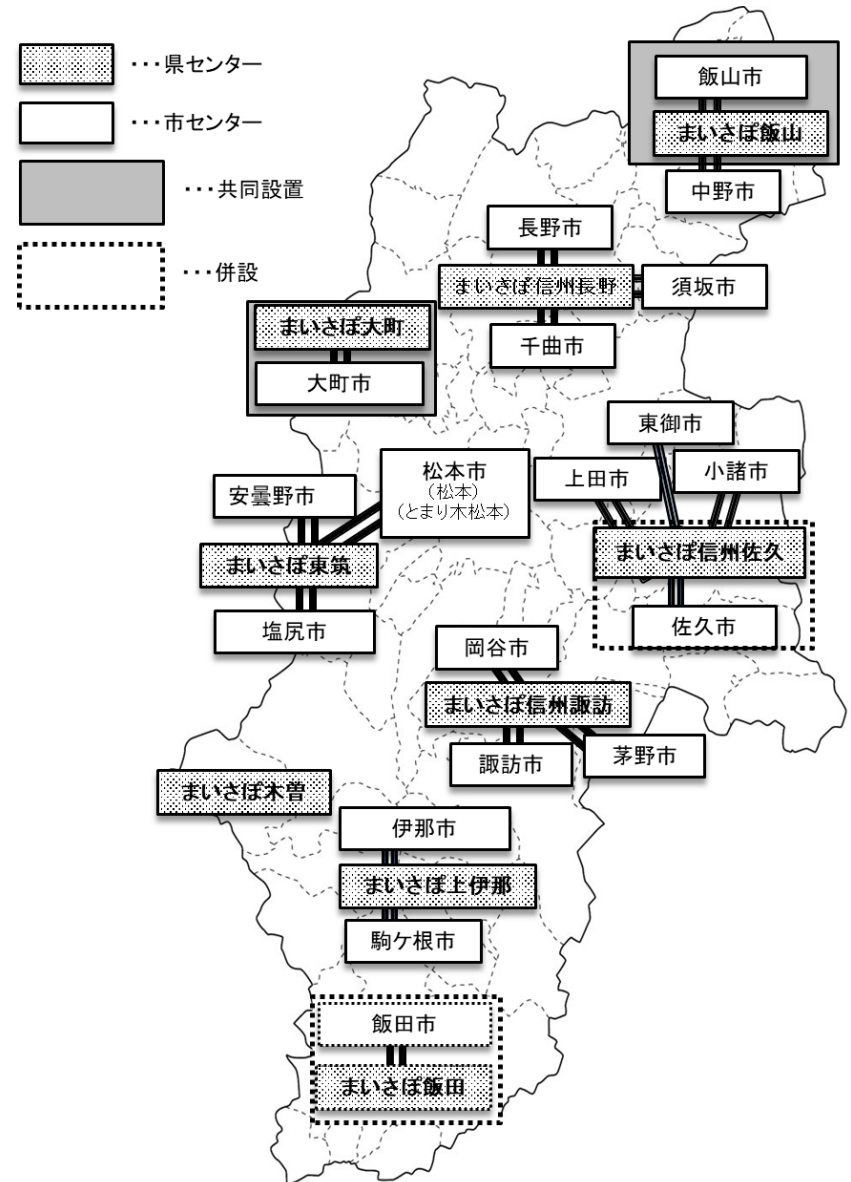
県主導により、19の市と58市町村を9圏域に分けて、下記のような取組を進め、各センターが「顔の見える関係」を作り、日常的に連携

- 就労先等の社会資源を情報共有
- 主任相談支援員会議
(市郡をまたがる課題検討)
- 生活就労支援センター地域連絡会議（圏域）
- 相談者の適切な引継ぎ
- 全町村社協に「まいさぽ出張相談所」を設置

【県全域の連携】

県は事業本部を県社会福祉協議会に設置して、市も含めて全県的な調整・企画を実施

- 県と市の連携体制を定める協定締結
 - ・名称「まいさぽ」の統一使用 等
- 生活就労支援センター広域連絡会議
- 市事業職員も対象とした人材育成研修
 - ・県独自の企画により、県・市事業職員に対し各種研修を実施
- 広報の共同実施



・生活就労支援センター広域連絡会議

法に基づき県及び市が設置する生活就労支援センターが、近隣センターや地域の関係機関と連携し、ネットワークを構築することにより、県内全域で支援水準の向上を図り、生活困窮者の自立支援を推進することを目的に設置。また、9つの各圏域ごとに地域連絡会議を設置。

< 広域連絡会議 構成員 >

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| ○国関係機関 | 労働局職業安定部 地方検察庁 |
| ○県関係機関 | 県民文化部 産業労働部 建設部 教育委員会 |
| ○社会福祉関係団体 | 民生委員児童委員協議会連合会
社会福祉法人経営者協議会 |
| ○経営者団体 | 経営者協会 中小企業団体中央会
商工会議所連合会 商工会連合会 |
| ○関係団体 | 弁護士会 司法書士会 社会福祉士会
労働者福祉協議会 生活協同組合 |
| ○事業受託団体 | 社会福祉協議会 他 |
| ○事務局 | 長野県健康福祉部地域福祉課 |

・主任相談支援員会議

本事業に全県で一体的に取り組むにあたって、各市や郡の福祉事務所との連携を密にするだけでなく、相談支援を直接担う各まいさぽの主任相談支援員が集まる会議を都度開催し、社会状況や政策動向の把握、本制度や他制度理解、必要な社会資源についての検討、本県における生活困窮者支援の方向性などについて共有。

○令和3年4月21日

- ・生活困窮者支援の状況について
- ・ゴールデンウィークの相談体制について
- ・生活保護の実施状況及び連携に係るディスカッション など

○令和3年2月12日

- ・令和3年度の予算及び体制について
- ・総合支援資金特例貸付の再貸付について
- ・緊急就労支援事業について など

○令和2年12月11日

- ・「まいさぽ」における支援ニーズ調査結果の概要について
- ・生きづらさを感じている労働者、求職者の方への支援について
- ・年末における相談支援体制の強化について など

○令和2年7月15日

- ・コロナ禍における支援状況について
- ・「緊急就労支援事業」の利用促進について
- ・「自立相談支援機関等の強化」状況について など

2 研修事業、支援手法に関する情報提供（法第10条関係）

本事業においては支援員の相談援助力の向上が欠かせません。本県では、社会状況や支援員のニーズに応じたテーマ別研修、初任、中堅の階層別研修、そして国の後期研修として、主任、相談、就労の職種別研修を実施しています。

令和2年度からは「**研修企画チーム**」を設置し、チームによる研修企画に取り組んでいます。



【企画の基本コンセプト】

- ①研修を受けて実践が変わること
- ②不安をやりがいに変えること
- ③支援員間のつながりをつくること
- ④個別支援と地域づくりの視点を取り込むこと
- ⑤相談援助の理念を大切にすること

【構成メンバー】

- 主任相談支援員
- 相談支援員
- 就労支援員
- 家計改善支援員
- まいさぽ出張相談所職員
- 県職員
- 県社協職員

テーマ別で取り上げた内容は、多重債務、自殺予防、刑余者支援、精神疾患の理解、子どもや家庭へのアプローチなど幅広く、地域の弁護士、保護司、精神保健福祉士、スクールソーシャルワーカーなど関係する職種の方にも協力いただくことで、各まいさぼとの関係づくりにもつなげています。

また、支援員間で情報共有ができるように「**まいさぼレター**」を随時発行し、またセミナーや他の行事など、支援員が参加した行事を振り返るため、特別号も発行しています。



社会福祉法人
長野県社会福祉協議会

信州パーソナル・サポート事業
研修等従事者スキルアップ事業

生活困窮者支援 推進セミナー



社会福祉法人
長野県社会福祉協議会

これからの 生活困窮者支 をを考える セミナー

信州パーソナル・サ
支援員等人材育成事



清浅誠氏



まいさぼ支援員、社協、行政など関係関係者等
280人余りが参加。



長野県の各都庁出者が生活困窮者自立支援制度と
関係施策等との連携について取り組みを報告。

令和元年(2019年)7月5日開催
於 長野市若里市民文化ホール

まいさぼレター 第24号

令和3年
編集 社会福祉法人長野県社

この号の内容

<特集>

- 支援会議の取り組み
- 緊急就労支援事業の実施状況について
- 子どもの学習・生活支援事業

を設け、2年間で約70世帯のケ
検討を行ってきました。
支援会議の具体的な設置の仕方
2019年3月の支援調整会議に
ばと福祉事務所から会議の設置の
在り方について説明し、各町村に
ところから始めました。

構成員の工夫

会議の構成員については、支援
して下さっている構成員(機関



国では生活困窮者自立支援法の施行3年後の見直しのため、「社会保
障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」を設置して、これまで
の成果と今後に向けた事業の拡充・見直しの方針をまとめました。そし
て、この部会の報告内容を踏まえ、生活困窮者自立支援の一層の促進を
図るため、生活困窮者自立支援法の一部改正を行いました。
本セミナーでは、生活困窮者自立支援制度の改正の概要及びそこに込
められた意味を学び、これからの生活困窮者支援の目指すべき方向性と、
そのための歩みを考えました。

2018年5月31日開催
於 松本市浅間温泉文化センター



まいさぼ支援員、社協、行政など関係者等
250人余りが参加しました。

支援会議の取り組み

平成30年6月8日に公布された「生活困窮者
等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法
等の一部を改正する法律」による改正後の生活困
窮者自立支援法第9条に「支援会議」が規定され
ました。支援会議は福祉事務所が設置する自治体

ライドする形で支援会議の構成員と休ついでにた
きました。2019年5月開始に向けて、福祉事務所
が各機関に書面をもって構成員の委嘱を行いました。
各町村によって違いはありますが、役場の福
祉係、保健師、上下水道係、税務係、医事係、MS

3 体制の整備、その他の事業（法第10条第2項関係）

生活困窮者支援においては既存の制度では対応できないことも多くあります。そこで関係機関との協働により社会資源を開発し、全県における仕組みとして構築してきました。

【食糧支援】



【就労支援】



【居住支援】



【生活改善支援】

- ・ 医療受診支援
- ・ 買い物等同行支援
- ・ 地域住民との協働活動支援



4 庁内連携から社会を創造する実践

県庁内では、地域福祉課が本事業を所管していますが、生活保護は同じ課内、ひきこもりや自殺予防に関しては、同部局内の保健・疾病担当課、居住支援との関係では建設部局の建築住宅や公営住宅担当課、就労支援では労働部局の雇用担当課、さらに農林部局や教育委員会ともこれまで連携を図ってきており、暮らしを中心に庁内あらゆる部局が横につながる体制を整えています。

また、制度だけでは支援が届かないところに対して、県社協を中心にあらゆる機関や分野を超えた任意の事業を展開しています。組織・地域や社会に働きかけ、制度に無いものは創造し、社会資源として仕組み化してきています。

そして自立相談支援事業の展開にあっては、官民が協働して社会を創造する実践が同時に展開されることが望ましいと実感しています。

参 考

長野県における任意事業の取組み

【食糧支援】 「社事協フードバンク事業」

「セカンドハーベスト・ジャパン」及びNPO法人フードバンク信州との提携による「フードバンク事業」として、社会福祉法人長野市社会事業協会の協力のもと、まいさぽからの依頼に応じた食糧支援が全県的に実施されています。令和2年度は、22のまいさぽからの依頼により1,746件の食糧支援が行われました。



【就労支援】 「信州あんしんセーフティネット事業」

○就職応援給付金付職場体験事業（プチバイト事業）

社会福祉法人経営者協議会の会員から協賛金を募り、地域の協力事業所で職場体験したまいさぽの相談者に対して、1時間800円（25時間、20,000円を上限）の給付を行うのがプチバイト事業です。職場体験をきっかけとして社会との関係をつなぎ直し、就労の機会を開いていくことを目指しています。

○就職支度金給付事業

就職は決まったが、当面の衣食住や仕事を始めるための支度に要する費用が不足するまいさぽの相談者に対して、10,000円までの支度金を給付して、新たな生活を応援する事業です。

令和2年度の利用状況

■ プチバイト

件数 49 金額 831,840円

■ 就職支度金

件数 19 金額 170,722円

利用者の平均年齢

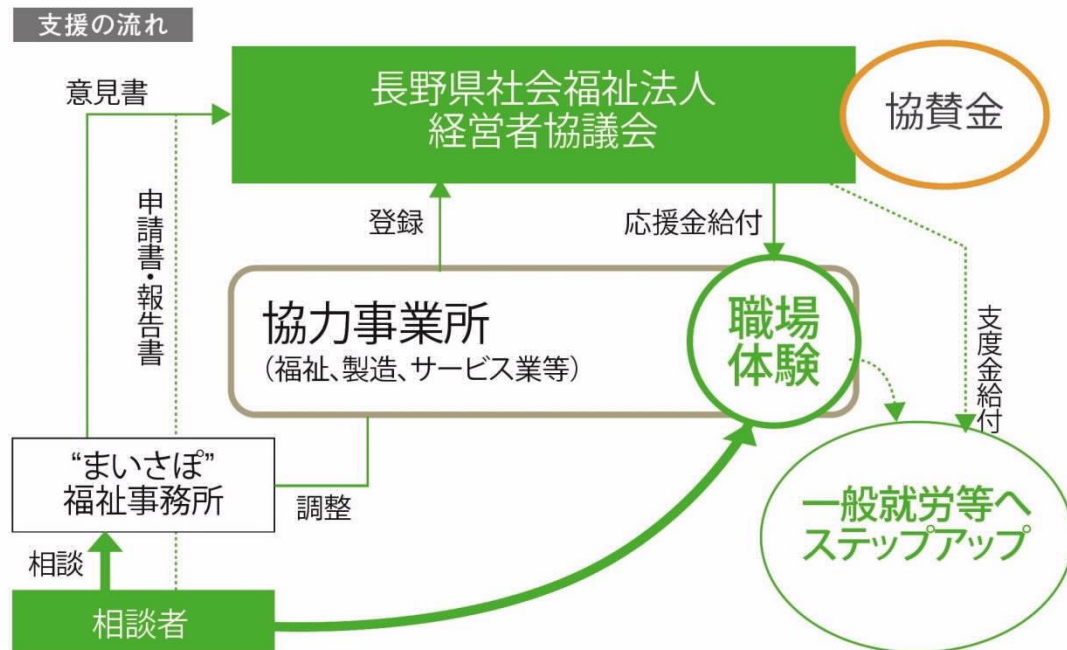
■ プチバイト / 42歳

■ 就職支度金 / 47歳

令和2年度3月末時点の受入登録事業所数

■ 274事業所

(製造業、建設業、運送業、小売業、清掃業、サービス業、農業、社会福祉施設、行政機関など)



【居住・就労支援】 「長野県あんしん創造ねっと」

○入居保証・生活支援事業

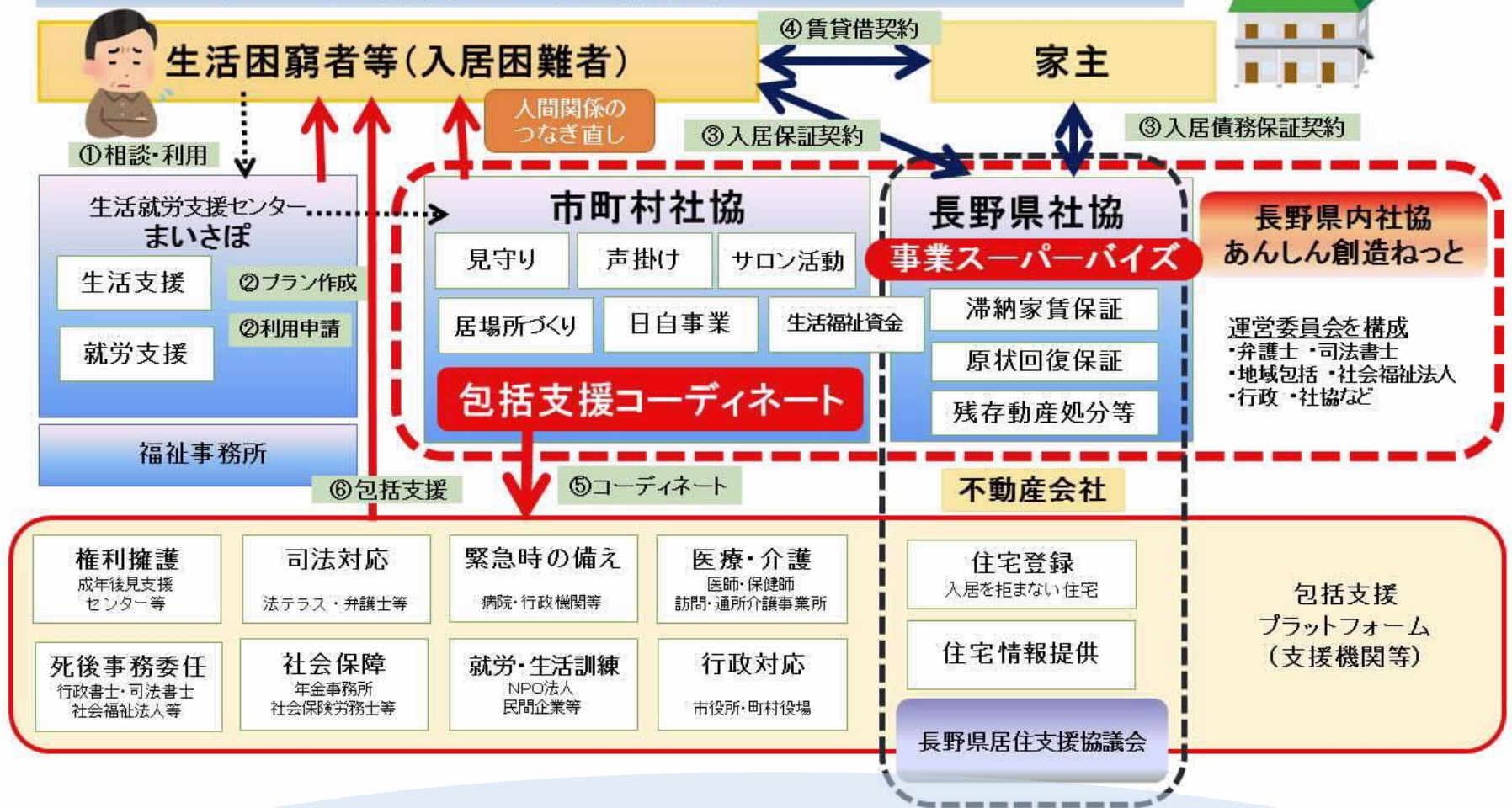
住む場所を必要としているにも関わらず、保証人がいないことから住居の確保ができないまいさぽの相談者に対して、県内の社協が拠出した財源により、滞納家賃及び原状回復費用を保証し、地元の社協が入居者の生活を包括的に支援することにより、保証人がいなくても住居確保できることを目指す事業です。

○身元保証・就労支援事業

まいさぽにおける相談者への就労支援に際して、保証人がいないことを理由に雇用を拒まれ、就労の機会を逃してしまうことが無いように、就労先に与えた損害に対し、この事業から見舞金を支給することを雇用主と約することで、保証人を立てることなく雇用に結びつけることを目指す事業です。

※「長野県あんしん創造ねっと」 = 県内社協による地域公益活動

スキーム図 (入居保証・生活支援事業)

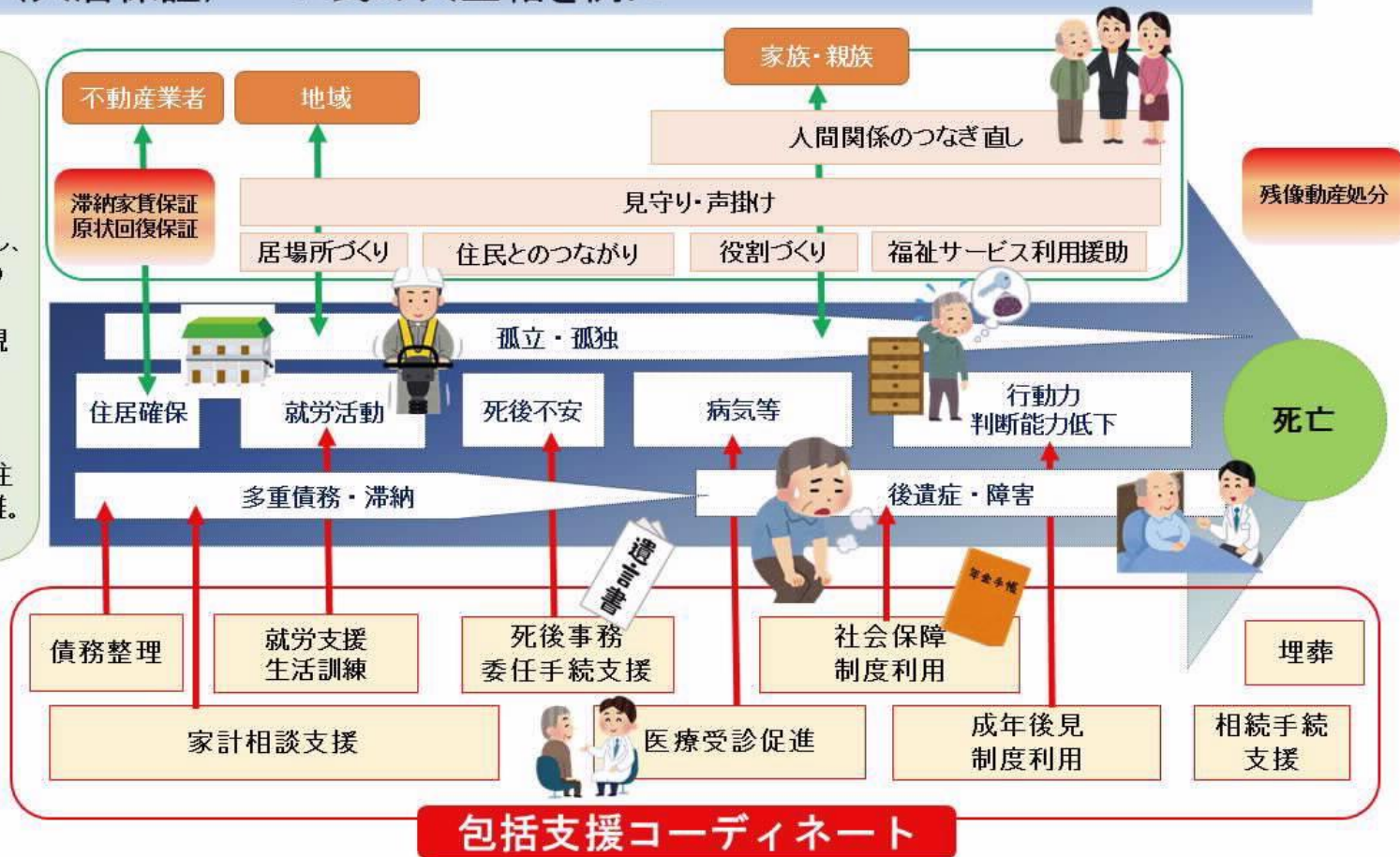


(Aさん：5人世帯)
 連帯保証人を引き受けてもらっていた知人が病気となり、
 契約更新にあたり、代わりの保証人が見つからず退去を求
 められていたが、本事業の利用により入居継続できた。

想定事例（入居保証）・・A氏の人生軸を例に・・

A氏(50代・男性)

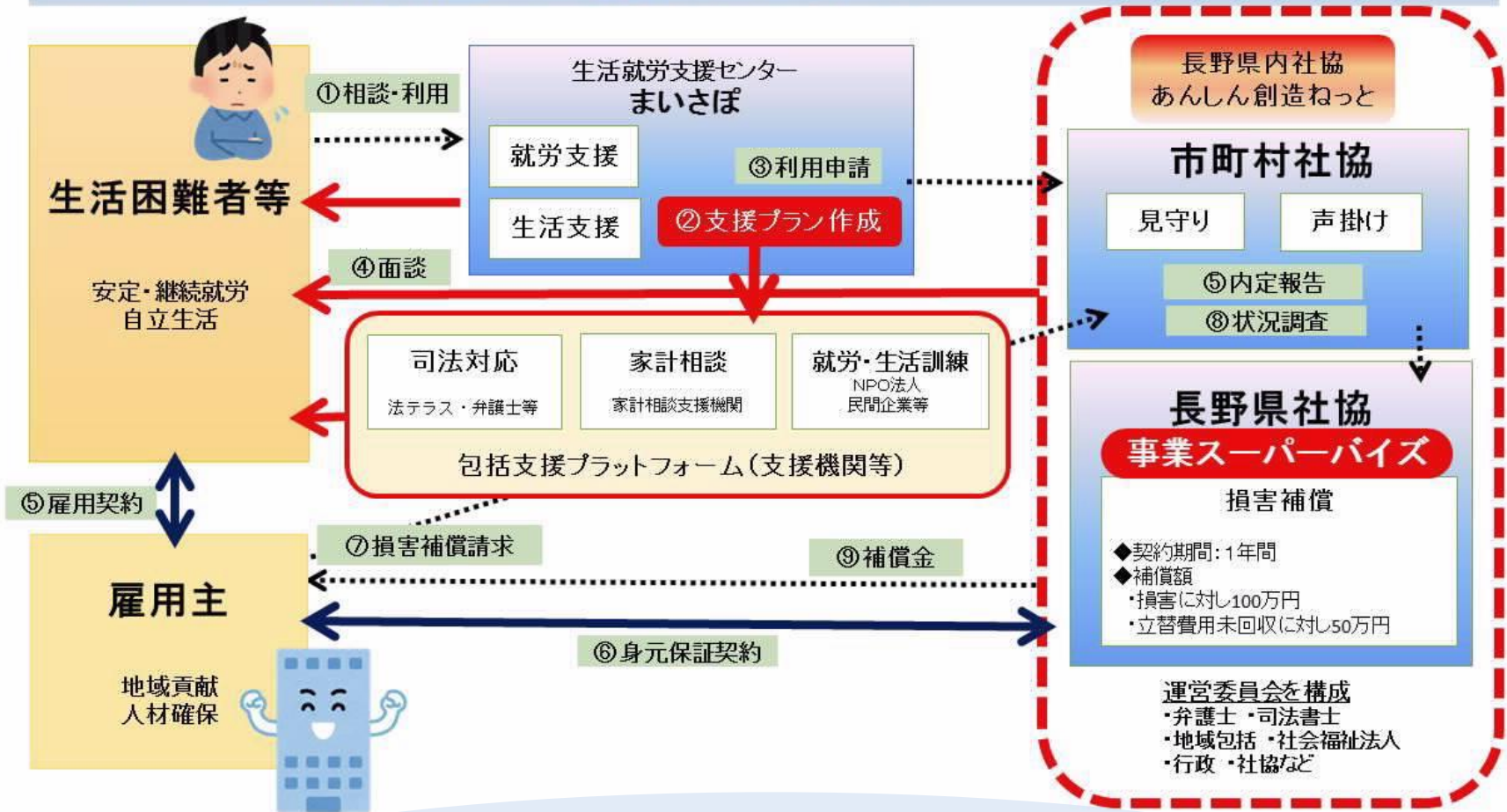
- ・住込の仕事を失業。
- ・会社の寮を退去し、その後は車上での生活。
- ・家族とは離縁、親戚とも連絡がつかない状態。
- ・保証人や緊急連絡先がなく、賃貸住宅への入居が困難。



(Bさん：単身男性)

公営住宅の抽選に当選したが、身近に身寄りがなく、保証人が確保できず入居できずにいたが、行政の理解もあり、本事業を利用することで入居することができた。

スキーム図（身元保証・就職支援事業について）



（Cさん：単身男性）

まいさぼの支援で就職先が決まったが、単身で身元保証人が確保できず、本事業を利用することにより、雇用契約を締結することができ、新しい職場での就労をスタートした。

事業実施状況 (2021年3月31日現在)

○契約件数 (累計) 169件

民間賃貸住宅 42件

公営住宅 127件

(うち再契約件数 7件)

○終了件数 16件

死亡1件 生活保護4件

転居等7件 保証人確保2件

その他2件

○債務保証件数 3件

滞納家賃分 161,000円

原状回復分 106,600円

県は25日、県営住宅に入居する際、県社会福祉協議会(長野市)の保証があれば連帯保証人を確保できなくても入居できるようにすると発表した。1人暮らしの高齢者などを入居しやすくする目的で、来年1月4日から適用する。

県社協の入居保証は2017年10月に開始。連帯保証人が確保できず賃貸住宅への入居が困難な人が対象で、退去時に月額家賃の最大3カ月分相当の滞納家賃保証と、最大10万円の原状回復保証が受けられる。市町村社協が定期的な見守りも行う。2年間の利

連帯保証人 確保できなくても

県営住宅入居 県社協が保証

4日から 1人暮らし高齢者らに配慮

県営住宅への入居申し込みは、収入が一定基準以下や持ち家がないなど複数の条件が必要。同室は「今後原則、連帯保証人が必要であることは変わらない」としている。

県公営住宅室によると県営住宅は約1万5千戸あり、現在は約1万1500世帯が利用。1人暮らしの高齢者は26%に当たる約3千世帯に上り、同室は「1人暮らしの高齢者の場合、連帯保証人を確保できない場合もある」として、県社協の入居保証を活用することにした。

県公営住宅室によると県営住宅は1方2千円で、再契約もできる。

※2019年1月より長野県は、県営住宅における本事業の利用を可能とし、その後、10市町村においても同様に本事業の利用に至る。

【生活改善支援】

「長野県あんしん創造ねっと」

○生活改善支援事業

住民が抱える課題は、社会的な背景が絡まり複雑化し、生活意欲の低下や自宅への引きこもり、住まい環境の悪化などとして現れます。こうした状況に至る前に、必要な支援につなぎ、個別の生活環境を地域住民との協働によって改善していきます。

買い物同行支援事業

困窮状態の方や家計管理に不安のある方に対し、買い物に同行し、購入費の一部を補助しながらお金の使い方をアドバイスします。必要によって家計改善支援事業につなぎます。（上限1万）

医療受診支援事業

障害者手帳の取得によるサービス利用や年金受給が望まれるものの、費用の捻出が困難で医療受診ができない方や、受診を拒む方を医療につなげるために必要な費用を補助します。（上限1万）

地域住民との協働活動支援事業

社協の職員や関係する支援者などが地域住民（民生委員や近隣住民、ボランティア等）と協力して地域から孤立した住民への支援に協働で取り組む場合に必要な経費を補助します。（上限1万）

コロナ禍における取組み

感染症の拡大が社会や経済に影響を与え、給付や貸付に生活を頼らざるを得ない世帯があることは事実です。一方、簡易な申請で毎月現金が定額で口座に振り込まれることもまた事実です。就労への意欲低下が懸念されます。

長野県社協では、このことを早くに認識し、昨年6月から「**緊急就労支援事業**」に取り組んできました。感染症拡大の影響を受け減収や失業した方が、ほかの仕事にチャレンジできるよう、また人手が不足している分野への業種転換の促進なども含みながら、「就労すること」による収入確保と社会参加の継続を支援しています。

なお、本事業は、県、市町村、賛同団体などとの協働プロジェクトです。

- 令和2年6月1日から実施
- 2か月分の給与の3分の2を雇用者に助成



長野県あんしん未来創造プロジェクト

地域共生 信州

「緊急就労支援事業」を実施しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により失業等が広がるなか、生活福祉資金の貸付についてご相談いただいている方などを対象に、
「生活就労支援センターまいさほ」及び「長野県福祉人材センター」を通じて、
6月1日から緊急就労支援を行っています。
今後の生計を維持するため、あるいはこれを機会に新たな職場を目指すなど、
ご本人の就労に向けた取り組みを支援することを目的としています。
まいさほや福祉人材センターが事業所などに雇用の受け入れを依頼しながらご本人とのマッチングを行いますので、ぜひこの事業を利用して新たな就労を目指してみませんか。

緊急就労支援事業フロー

- 社協
- 社会福祉法人
- 企業
- 労働組合
- 民間寄附

協賛金

長野県社会福祉協議会

あんしん
未来創造基金

長野県
+
市町村

- ・まいさぼ
- ・福祉人材センター
- ・市町村社協

- 【調整・現地支援】
- ・まいさぼ支援員
 - ・キャリア支援専門員 (福祉人材センター)

受入承諾書

利用報告書

助成金申請書

助成金

雇用開始日から2か月までを対象期間とし、この期間内の賃金の2/3 上限192,000円

相談
紹介

相談者

利用
申請書

開拓

緊急就労
雇用
時給900円以上
雇用期間は2か月以上
雇用形態は問わない

受け入れ先の開拓協力

- 社会福祉法人
- 農協
- 生協
- 労働組合

事業所

- 介護
- 農業
- 配送
- 製造
- サービス
- 建設
- ...

事業実施状況

(2021年3月31日現在)

○利用件数 **201件**

○ 相談者の前職等の状況

前職等	①農業	②福祉	③飲食	④警備	⑤運送	⑥販売	⑦観光 宿泊	⑧清掃	⑨製造 業	⑩土木 業	⑪その 他	合計
a 製造業×	16	8	0	3	2	4	0	1	7	0	1	42
b 宿泊等×	5	4	1	1	0	0	3	5	3	1	0	23
c 飲食等×	4	4	1	1	1	3	0	0	1	0	1	16
d 医福祉…	2	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
e 運送業×	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
f 自営業×	9	4	1	2	0	1	1	0	0	0	0	18
g パート等×	5	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	8
h その他業×	6	13	2	1	0	2	2	4	3	0	0	33
i 高齢職難	3	6	0	1	0	2	0	1	0	0	0	13
j 多問題	7	9	1	0	0	2	2	2	0	2	0	25
合計	58	68	8	9	3	15	8	13	14	3	2	201

○助成件数 **130件 (うち雇用継続 106件)**

○助成金額 **17,570,439円**

「緊急就労支援事業」の拡充

これまでを振り返り、コロナ禍の失業者等の雇用対策として一定の成果があった一方、2か月以内で早期離職した者も存在。

他業種へのチャレンジもしやすいように、直接雇用前に、職場体験機会を提供する支援策が有効。



「体験研修型」を創設

(これまでの事業は「直接雇用型」として継続)

○令和3年6月15日から実施

	新 体験研修型	直接雇用型
助成対象者	支援対象者本人	事業主
助成要件	支援対象者が、体験研修計画に基づき 事業所で体験研修を実施すること	支援対象者を雇用すること (2か月以上)
対象経費	体験研修開始～1か月までの応援金 (上限60時間)	雇用開始～2か月までの賃金
助成率	体験研修時間に応じた定額(800円/時)	2/3
助成額上限	48,000円 (800円*6H*10日) ※一人3回までの利用とする。	192,000円 (900円*8H*20日*2か月*2/3)

【支援イメージ】

